

利用上の注意

1 統計表について

(1) 統計表は、製造業について、「令和3年経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省所管、以下「令和3年活動調査」という。)の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所について、産業中分類別及び従業者規模別に大阪市が調査票情報を基に独自に集計したものである。

- ・個人経営を除く事業所である
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではない
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所である

このため、産業横断的集計の製造業の結果とは異なっている。

なお、統計表の集計結果については、大阪市内で独自集計したものであるため、総務省、経済産業省及び大阪府が集計し公表する数値と若干相違することがある。

(2) 製造品出荷額等、付加価値額などの経理項目については、表示年次における1年間の数値である。各年次に実施した活動調査とその調査時点及び調査期間は、以下のとおりである。

経済センサス-活動調査	経理項目以外(事業所数、従業者数)		経理項目(製造品出荷額等、付加価値額)	
	調査時点	表 示	調査期間	表 示
平成24年(2012年)	平成24年2月1日現在	平成24年	平成23年1月～12月	平成23年
平成28年(2016年)	平成28年6月1日現在	平成28年	平成27年1月～12月	平成27年
令和3年(2021年)	令和3年6月1日現在	令和3年	令和2年1月～12月	令和2年

(3) 令和3年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であるが、平成28年及び平成24年経済センサス-活動調査においては、事業所数、従業者数については、調査対象のうち個人経営調査票による調査分を含んだ調査結果であるのに対し、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額及び年間投資額については、個人経営の調査結果を含まない集計結果である。

したがって、時系列比較を行う際は十分な留意が必要である。

(4) 製造品出荷額等などの経理項目については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計している。また、在庫額は、ガイドラインに従って補正の対象外としており、令和3年活動調査でも踏襲している。なお、従来の調査結果はその当時の消費税率によるものであり、時系列比較を行う際は十分な留意が必要である。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

2 各項目について

- (1) 事業所数は、令和3年6月1日現在の数値である。
- (2) 従業者数は、令和3年6月1日現在の事業所で働いている人をいい、他の会社等別経営の事業所から出向又は派遣されている人(受入者)は含め、逆に出向又は派遣している人(送出者)は含めない数値である。
- (3) 現金給与額は、令和2年の1年間に常用雇用者及び有給役員に対して支払われた基本給、諸手当、特別に支払われた給与(期末賞与等)及びその他の給与額等の合計である。
- (4) 原材料使用額等は、令和2年の1年間の原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費の合計である。
- (5) 製造品出荷額等は、令和2年の1年間の製造品出荷額、加工賃収入額、くず・廃物の出荷額及びその他収入額の合計である。
- (6) 付加価値額、生産額及び年間投資総額について、従業者30人以上の事業所の数値のみを公表したものである。

ア 付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－{推計税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税）＋推計消費税額}－原材料使用額等－減価償却額

イ 生産額＝製造品出荷額（但し製造工程から出たくず・廃物を除く）＋加工賃収入額＋年末在庫額（製造品＋半製品及び仕掛品）－年初在庫額（製造品＋半製品及び仕掛品）

ウ 年間投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減額（増加額－減少額）

3 記号及び注記について

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率の計算は小数点以下第2位で四捨五入しているため、構成比を合計しても100にならないことがある。

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「－」とした。また、数値がマイナスのものは「▲」、プラスのものは本文においては「＋」で表している。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所であり、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、秘匿した事業所に関する数値が前後やその他の関係から算出される場合については「X」で表している。

4 産業分類について

(1) 「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおり。
(別掲)

分類	製造品名	分類	製造品名
13	家具・装備品	325	がん具・運動用具
1521	プラスチック製版	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1695	写真フィルム(乾板を含む)	3271	漆器
2051	手袋	3282	畳
215	耐火物	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2179	と石	3284	ほうき・ブラシ
2199	模造真珠	3285	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)
2531	歯車	3289	洋傘・和傘・同部分品
2739	目盛りのついた三角定規	3289	魔法瓶
2741	注射筒	3292	看板・標識機
2744	義歯	3293	パレット
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	3294	モデル・模型
3229	かつら	3295	工業用模型
3231	時計側	3296	レコード
324	楽器	3297	眼鏡

(2) 産業中分類の一覧及び表、グラフなどで用いる産業名の略称は次のとおり。

産業 中分類 番号	産業名称	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料
11	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材
13	家具・装備品製造業	家具・装備品
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印刷
16	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラ製品
19	ゴム製品製造業	ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄金属
24	金属製品製造業	金属製品
25	はん用機械器具製造業	はん用機器
26	生産用機械器具製造業	生産用機器
27	業務用機械器具製造業	業務用機器
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29	電気機械器具製造業	電気機器
30	情報通信機械器具製造業	情報機器
31	輸送用機械器具製造業	輸送機器
32	その他の製造業	その他

(3) 集計に用いた産業分類は、1421 洋紙・機械すき和紙製造業※を除き、日本標準産業分類に準拠している。※日本標準産業分類の 1421 洋紙・製造業と 1423 機械すき和紙製造業を統合